

海上運送法第4条第6号の審査基準（サービス基準）の一部改定案の
ご意見の募集について

平成30年 4月19日
九州運輸局

九州運輸局では、海上運送法第4条第6号の審査基準（サービス基準）の一部改定について検討しています。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様のご意見を募集いたします。皆様から頂いたご意見につきましては、同基準を改定する際の参考とさせていただきます。

なお、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、予めご了承ください。

1. 意見募集対象

海上運送法第4条第6号の審査基準（サービス基準）の一部改定案

2. 意見募集期間

平成30年4月19日（木）から平成30年5月23日（水）まで

3. 意見の提出方法・提出先

意見提出用紙に記入の上、以下のいずれかの方法で、いずれも「九州運輸局海事振興部旅客課」あてに日本語にて意見を提出してください。

なお、電話による意見の受付は致しかねますので、予めご了承ください。

(1) 電子メールの場合（テキスト形式）

電子メールアドレス qst-kyushu-umi-ryokaku@ml.mlit.go.jp

(2) ファックスの場合

FAX番号 092-472-3301

4. 留意事項

- ・ご意見をお寄せいただいた方の氏名（法人その他の団体にあつては名称）については、ご意見の内容とともに開示させていただく可能性がありますので、ご承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、ご意見の冒頭にその旨を明確にご記載ください。
- ・ご意見に付記された電話番号等の個人情報、ご意見の内容に不明な点があった際に連絡・確認をさせていただく場合やご意見がどのような立場からのものかを確認させていただく場合に利用します。

5. 問い合わせ先

九州運輸局海事振興部旅客課

TEL 092-472-3155